

議会運営委員会記録

1 日 時 平成30年6月25日（月曜日）

開 会 午後1時19分

閉 会 午後1時45分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 堀 江 かず代

委 員 舎 川 智 也

// 江 西 照 康

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

| | |
|-----|---------|
| 議 員 | 上 野 蛭 |
| // | 木 下 章 広 |
| // | 大 島 満 |
| // | 尾 上 一 彦 |
| // | 赤 星 ゆかり |

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

| | |
|-----------|-------|
| 事務局長 | 島 静一 |
| 事務局次長 | 岡地 聡 |
| 参事（庶務課長） | 金山 靖 |
| 議事調査課長 | 福原 武 |
| 議事調査課長代理 | 石黒 隆司 |
| 議事調査課議事係長 | 中山 崇 |
| 議事調査課調査係長 | 牧野 仁美 |
| 議事調査課主任 | 平野 霞 |

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に東委員、成田委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目の本委員会に付託されました請願の審査を行います。

平成30年分請願第5号「請願・陳情における意見陳述の制度化に向けた請願」を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文書表の概要について説明させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

委員長 それでは、本請願について御意見等はありませんか。

高田委員 請願・陳情における意見陳述の制度化について、昨年11月29日開催の議会改革検討調査会において話し合われた結果、現状どおりとすることが既に協議結果として出されております。

調査会の座長から議長に協議結果が報告され、その後の議会運営委員会において「議会改革検討調査会での決定を最終確認の上、これを尊重し、その協議結果を本市議会としての最終結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか」、「異議なし」ということが言われております。

また、この議会改革検討調査会では「不都合があればこの問題についても継続して考えていこう」という村石委員の意見もあったわけではありますが、その後、不都合なこともなく、委員会の中で参考人として意見を求める場もしっかりあるわけがありますので、この請願に対して私たちは賛成できないということをお願いしたいと思います。

委員長 社民党さんはどうですか。

東委員

私たちはこの請願の趣旨に賛同したいというふうに思っております。

有名なのは早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査ですが、この議会改革度調査2015によると、回答のあった1,411議会中、33.8%の477議会で請願者等に発言の機会があり、やはりこれは増える傾向にあるということであります。さらに、兵庫県伊丹市議会の議会改革特別委員会が新潟県上越市を視察した際の報告では、意見陳述の機会は「市民から直接提案を受けるために趣旨をよく理解できる」という記載があります。

あるいは、石川県加賀市を視察した際の報告では、意見聴取の場を設けたところ「陳情者がかわいそうに感じるほど質問が飛んだ」ということで、やはり議会と市民が直接意見を交ざり合わせることで、市民の議会に対する関心も高まりますし、議会の透明度が上がっていくというふうに思いますので、この請願の趣旨に賛同いたします。

委員長

そのほかに何か御意見等がありましたらお願いします。

江西委員

私は議会改革検討調査会の副座長をしておりまして、このときの経過もよく認識して

おりますので補足させていただきたいと思
います。

請願理由の4行目に「明文化が見送られた」
というふうに書いてあるのですが、これは
明文化が見送られたのではなくて、先ほど
高田委員からも言われましたけれども、本
来、委員会として必要であれば呼び、必要
でなければ呼ばないということを、現状ど
おりとするということですので、このよう
な曖昧な状態で明文化が見送られたわけ
ではないということが1点あります。

また、請願は紹介議員の制度を取っており
ますので、全て一この請願に出てくるその
後の問題については、紹介議員の皆さんが
請願者に対して説明を怠っていることが原
因である内容が多く記載されていると思
いますので、この件について取り扱うことは
趣旨に反するというふうに考えます。

堀江委員

まさに請願文書表の理由にも記載してあり
ます平成29年11月の議会改革検討調査
会での議論のとおり、参考人として意見陳
述をすること自体が否定されていないとい
う中で制度化するということについては必
要ないと考えております。

また(1)において「意見陳述できる場合
とできない場合の基準が明確になっていな

い」とありますが、必要と捉えるかどうかの判断は議会が行うものであると考えます。また、(2)において「意見陳述の組み立てができない」とありますが、できるかできないかは、当事者の取組み方次第であるとも思います。

あくまでも請願文の質を高めることが一番のかなめではないかという観点から、意見陳述の制度化は必要ないと捉えております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き、審査を続けます。

これより、平成30年分請願第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、平成30年分請願第5号についてお諮りいたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手、少数であります。
よって、平成30年分請願第5号は不採択とすることに決定しました。
以上で、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
次に、協議事項2番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。
それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。
まず、1番目の「地域公共交通に対する支援の拡充を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。
提出者は自民党さんですので、公明党さん

はいかがですか。

堀江委員

今まさに、地域公共交通は必要不可欠な社会基盤である中において、なかなか一交通事業者にとっては、努力にも限界があるということでございます。

また、国の支援や予算配分が十分でなく、国の支援制度の拡充が望まれていることから、この意見書に賛成をするものでございます。

委員長

社民党さん、意見はありますか。

東委員

社民党もやはり地域公共交通は、富山市において非常に重要であると考えております。しかしながら、財源不足という問題がありますので、財源確保をしっかりと求めるためにもこの意見書に賛成をいたします。

委員長

それでは、全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。

次に、2番目の「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

提出者は公明党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田委員 全体的には賛成なのですが、ちょっと文言を直していただきたい箇所があります。

1行目の「旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を」となっていますが、旧優生保護法では知的障害や精神疾患ばかりでなく、ほかのいろいろな病名も出ているわけでありますので、「疾患等を」としてもらえばと思っております。

委員長 「等を」ということですね。

高田委員 「等を」―「など」です。

それと、上から5行目の「本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されている」―「いる」です。

記の1の「国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと」ということですが、報告されていることに対して実態調査を行うというのは、どうも整合性というか……。

記の1に記載するためにも、もう少しはっきりと―報告されているが、その実態はまだ解明されているとは言えないというような文言を入れられたら、記の1も、素直につながっていくと思います。

それと、本文の上から7行目の「人権上問題がある」という部分の、人権上の問題につ

いて、もう少ししっかりとした明文化があれば、なおいいと思います。

それと、記の3の「全都道府県での相談窓口設置を行う」というところなのですが、各県では担当窓口は違うにしても、そういった窓口は、ほぼ設置されているということですので、この文言を少し検討していただきたいと思います。

また、「被害者に寄り添う対応」とありますが、この被害者に寄り添うというのはどういったことなのか、これについても、もう少し具体的な文言があれば、なお充実した意見書になるのではないかと思いますので、よろしく御検討願いたいと思います。賛成は賛成なのですが。

東委員

社民党もこの意見書には、概ね賛成です。今、自民党さんからも文言の若干の修正ということがございました。

例えば、相談窓口の設置に関してもいろいろ振られてきているということで、こちら辺の文言を変えるなどしていただければ、大筋としてはこれで賛同いたします。

委員長

今ほど社民党さんが言われたように、自民党さんと相談して文言を変えたものに関しては概ねオーケーだというふうに解釈して

よろしいですね。

東委員 変える内容は公明党さんとも当然すり合わせてということですか。

堀江委員 自民党、社民党と文言調整等をさせていただいて、ぜひ議員提出議案として出させていただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。
次に、3番目の「地域材の利用拡大推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。
提出者は公明党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田委員 結論から言いますと、調査研究ということでもあります。
記の3に書いてありますCLT（直交集成板）は本当にこれからも必要だとは思っておりますが、記の5にあります「木材加工流通施設を整備するとともに」というところでは、これは誰が整備をするのか一国がするべきものなのか、やはり業者がしっかりとしていくべきものではないかという思

いもあります。

同じく記の5にあります「木質バイオマス利用促進」ですが、木質バイオマスは現状としては大変一なかなか厳しい中で、これから研究がもっともっと必要ではないかという立場から、調査研究ということでお願いしたいと思います。

委員長 社民党さんはいかがですか。

東委員 新たな森林管理システム—これは通称、森林バンクと言われているものだと思いますが、そういうことも含めて、しっかりとやっていかななくてはならないという立場から、社民党としてはこの意見書に賛成をいたします。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、4番目の「日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書」について、御意見をお聞かせください。提出者は公明党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田委員 日本年金機構では、既にいろいろなレポー

トや報告などをきちんと出されておりますし、見直しについてもこういうふうに図っていくと、きちんと書かれた書類も出ているわけですので、あえて今これを出す必要はないということで反対であります。

委員長 社民党さんはいかがですか。

東委員 内容については概ね同意はしますけれども、日本年金機構は、既に国の直轄機関ではないのですが、これ以外の問題も起きたということに関しては、やはり従来からの国の責任ということもあります。記の4として「そのための予算について、国が責任を持って措置をすること」ということを書き加えた上で賛同をいたします。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。次に、5番目の「「カジノリゾート整備法案」の廃案とともに、「カジノリゾート推進法」の廃止を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。提出者は社民党さんですので、まず、自民党さんはいかがですか。

高田委員

これについては、申し述べたいことはたくさんありますが、時間の都合もありますから……。

今まさしく国会のほうでこのIR法案を審議されているわけで、やはり話し合いというか、討論の中でまだまだ詰めなければならないことが多々あるかと思えます。しっかりと伝わっていない情報もまだあるわけです。

このIR法案につきましては、いろいろな捉え方がありますが、やはりこれからの日本の将来において、こういう観光などのインバウンド、経済、地域の文化といったことも含めた、このようなりゾート施設的な発想というのは、日本の文化や自然、食などを発信していくには大変意義のあることだと思っておりますので、この意見書については反対であります。

委員長

公明党さんはいかがですか。

堀江委員

このカジノリゾート整備法は、ことし4月に閣議決定されたものでございます。

カジノリゾート推進法の廃止も求めるということですが、そういった流れの中で今、大変厳しい規制をかけております。公明党としても、刑法との整合性はどうな

のか、またIR区域の数については上限をきちんと法定化する、あるいは入場規制も導入する、依存症患者への対策もきちんと行うといった中で、これはぜひ国民的議論を尽くしながら詰めていきたいと思っております。

したがいまして、「「カジノリゾート整備法案」の廃案とともに「カジノリゾート推進法」の廃止を求める意見書」には反対でございます。

委員長

全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明及び責任追及を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

提出者は社民党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田委員

この件につきましても、今、国会のほうで審議が行われている最中でございますので、この意見書については反対であります。

委員長

公明党さんはいかがですか。

堀江委員 その追跡心や真相究明は大事なことでありますが、文中にあります「政権の末期症状」という観点から反対をいたします。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、7番目の「主要農作物種子法の復活等を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。
自民党さんはいかがですか。

高田委員 この件につきましても、もともと復活ということは自民党では考えていないことでもあります。
また、個々の種子に関する措置につきましても、県が条例などによってしっかり対応していくということもありますので、この意見書については反対であります。

委員長 公明党さんはいかがですか。

堀江委員 県が早ければ9月定例会で条例制定案を出されるということでございます。
あくまでも県内の生産者が安心して種もみの生産を続けられるようにということで、条例制定に向けての協議等を進めてまいり

たいと思いますので、復活はないという立場で反対をいたします。

委員長 社民党さんはいかがですか。

東委員 種子法に関しまして、やはり日本の農業に大事な主要農産物の種子が廃れていくということが大変懸念されます。それによって大手外国資本が種子生産にかかわるということで、種子価格の高騰ということも懸念されますので、この意見書には賛成をいたします。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。それでは、ここまでの協議内容について、事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、その前に1つ確認させていただきます。2番目の旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書につきましては、文言を訂正した上で全会一致ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について確認をさせていただきます。
全会一致となったのは、1番、2番でございます。
全会一致とならなかったのは、3番から7番でございます。
全会一致のものにつきましては、議会運営委員の中から御提案いただいておりますので、提案者を発表させていただきます。
1番目「地域公共交通に対する支援の拡充を求める意見書」につきましては、議員提出議案第8号として舎川委員から提案をお願いします。
次に、2番目の「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書」につきましては、議員提出議案第9号として堀江副委員長から提案をお願いいたします。
以上でございます。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、先に御案内しましたとおり、今定例会最終日前日の6月28日（木）午前10時開催の各派代表者会議終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成30年6月定例会
(平成30年6月25日)

議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 東 篤

署名委員 成 田 光 雄